

(15) 国際疾病分類 第10版 (ICD-10)

ICD-10とは、世界保健機関（WHO）が定めた国際疾病分類第10版のことをいい、分類を行うため、診断基準が定められている。

このなかで、第5章が精神及び行動の障害について定めており、このうちF10は、アルコール使用による精神及び行動の障害について規定している。

F10 アルコール使用＜飲酒＞による精神および行動の障害

- F10.0 アルコール使用＜飲酒＞による精神および行動の障害、急性中毒
- F10.1 アルコール使用＜飲酒＞による精神および行動の障害、有害な使用
- F10.2 アルコール使用＜飲酒＞による精神および行動の障害、依存症候群
- F10.3 アルコール使用＜飲酒＞による精神および行動の障害、離脱状態
- F10.4 アルコール使用＜飲酒＞による精神および行動の障害、せん妄を伴う離脱状態
- F10.5 アルコール使用＜飲酒＞による精神および行動の障害、精神病性障害
- F10.6 アルコール使用＜飲酒＞による精神および行動の障害、健忘症群
- F10.7 アルコール使用＜飲酒＞による精神および行動の障害、残遺性および遅発性の精神病性障害
- F10.8 アルコール使用＜飲酒＞による精神および行動の障害、その他の精神および行動の障害
- F10.9 アルコール使用＜飲酒＞による精神および行動の障害、詳細不明の精神および行動の障害

○ 有害な使用 (F10.1)

健康に害を及ぼすようにアルコールを使用する場合をいう。なお、ここでいう健康に害を及ぼすとは、身体的な害又は精神的な害をいう。

○ 依存症候群 (F10.2)

依存の確定診断は、通常過去1年間のある期間、次の項目のうち3つ以上が経験されるか出現した場合にのみくだすべきである。

- (a) アルコールを摂取したいという強い欲望あるいは強迫感
- (b) アルコール使用の開始、終了、あるいは使用量に関して、そのアルコール摂取行動を統制することが困難
- (c) アルコール使用を中止もしくは減量したときの生理学的離脱状態(F1x.3とF1x.4を参照)。その物質に特徴的な離脱症候群の出現や、離脱症状を軽減するか避ける意図で同じ物質(もしくは近縁の物質)を使用することが証拠となる。
- (d) はじめはより少量で得られたその精神作用物質の効果を得るために、使用量をふやさなければならぬような耐性の証拠(この顕著な例は、アルコールとアヘンの依存者に認められる。彼らは、耐性のない使用者には耐えられないか、あるいは致死的な量を毎日摂取することがある)。
- (e) 精神作用物質使用のために、それにかわる楽しみや興味を次第に蒸しするようになり、その物質を摂取せざるをえない時間や、その効果からの回復に要する時間が延長する。
- (f) 明らかに有害な結果が起きているにもかかわらず、いぜんとして物質を使用する。たとえば、過度の飲酒による肝臓障害、ある期間物質を大量使用した場合としての抑うつ気分状態、薬物に関連した認知機能の障害などの害、使用者がその害の性質と大きさに実際に気づいていることを(予測にしろ)確定するよう努力しなければならない。